

グリーンイベント 開催の手引き

石川県

目 次

はじめに	1
1 廃棄物の減量化とリサイクルの推進	2
2 省資源・省エネルギーの推進	4
3 グリーン購入の推進	5
4 施設のグリーン化	6
5 環境教育・学習の推進	7
実施要領	8
チェックシート	10

はじめに

石川県では、健全で恵み豊かな環境の実現を目指して、県民、事業者、行政が共通の認識に立ち、環境保全のために積極的な行動を実践するための指針として平成12年3月に「環境にやさしい石川創造計画」(いしかわグリーンプラン)を策定しました。これまでの社会経済活動や生活様式を見直し、環境への負荷の少ない、循環型社会の構築に向け、県を挙げて取り組んでいます。

県内では県自らの主催によるものをはじめ、各種団体によりさまざまなイベントが年間を通じて各地で開かれています。身近な町内会単位の行事も含めれば、県内で開催されるイベントは相当な数に上ります。イベントは元来、はなやかなものですが、ともすれば華美に走りがちです。イベントは参加者が多く、楽しければいいというものではありません。例えば、ごみの少ない会場は参加者にとっても快適ですし、環境への配慮が進めば地域住民の理解も深まると考えられます。参加する立場からも環境に配慮することが、環境にやさしい石川の創造に欠かせない視点であり、これからのイベント成功の大きな要素となると考えられます。

こういった考え方から、各種イベントを開催する上で環境に配慮する視点を具体的にお示しし、環境にやさしいイベント、グリーンイベント開催の輪を広げていきたいと考え、本手引きを作成しました。もとより、イベントと一口に言っても、その規模や形態はさまざまであり、全てに共通するマニュアルをお示しすることは難しい面もありますが、どんなイベントでもそれぞれの方法で実行できることがあるはずです。県民の皆様におかれましては、本手引きをイベント開催時の参考として活用され、個々のイベントに応じた工夫をしながら、環境に配慮したイベント開催に意を用いていただくようお願いします。

平成13年3月

石川県環境安全部

1 廃棄物の減量化とリサイクルの推進

皆さんはイベントに参加して、ゴミの量の多さに複雑な感想を持った経験はないでしょうか。イベントの環境負荷はゴミがもっとも象徴的です。美しい飾り物で覆われた会場も、ゴミが散乱しては興ざめです。廃棄物の減量化とリサイクルの推進に心がけ、快適なイベントを開催しましょう。

〔 具体的行動の呼びかけ 〕

ゴミの出にくいイベント

- 減量化の第一歩はまず、ゴミを発生させないことです。イベントでは広報資料などの印刷物が紙ゴミとして捨てられることが多いようです。例えば広報にはインターネットなどITを活用し資料の発行部数を十分検討するなど、紙ゴミの出にくいイベントを工夫しましょう。
- イベントでは便利な使い捨て食器も、ゴミになりやすいものの一つです。規模や会場の条件によっては食器持ち込み方式や主催者側で用意した食器を洗って再使用するなどの工夫をしましょう。
- 参加者にゴミの持ち帰りを呼びかけることも一つの方法ですが、その際には家庭での分別排出を併せて呼びかけましょう。
- 使い捨ての食器の使用を減らし、ゴミの少ないイベントの開催を推進するため、「移動式自動食器洗浄車」を利用しましょう。

これは、ドイツの先進事例に学び、洗浄設備と食器を積載した自動車をイベント主催者に貸し出し、使い捨て食器の使用を減らすとともに、参加者の環境保全意識の高揚に資する目的で整備しようとするもので、ゴミの少ないイベント開催の支援策として全国でもはじめて考案されたものです。

再使用できる素材を使うイベント

- 最近では、ブース（駒割り）に使うパーティションも再利用できるものが見受けられるようになりました。会場設営に当たっては再使用可能な素材の利用に心がけましょう。
- 展示物なども「一度限りではもったいない」の気持ちを大切に、同種の催し物や次のイベントで再利用しましょう。

再生利用（リサイクル）を進めるイベント

- 捨てればゴミになるものも分別すれば資源になります。分別方法は会場所在地の市町村によって異なりますので、当該市町村のルールを確認した上で分別のヤードなどを準備しましょう。
- 分別の徹底を図るため、監視指導する担当者を決め、責任を明確にしましょう。
- 広報資料、チラシなどに残部が出た場合は、主催者や出展者が持ち帰り、リサイクルするようにしましょう。

適正処分を徹底するイベント

- 発生を抑え、リサイクルしても最後に残るゴミは市町村のルールに従うとともに、廃棄物処理業者に依頼するなど適正処分を徹底しましょう。

2 省資源・省エネルギーの推進

地域温暖化防止への取組みとして、資源やエネルギーの使用量を抑制していくことは大変重要なことです。会場の設営、会場への交通手段も含めたイベント運営の全般にわたり、資源やエネルギーを有効に活用する対策を考えてみましょう。

〔 具体的行動の呼びかけ 〕

照明・空調の設定に配慮するイベント

- 会場の照明には、適正な照度を確保するという考え方を徹底するとともに、展示に当たっては過度な電飾を控えるよう努めましょう。また、控室などの人のいない部屋のスイッチはこまめに切りましょう。
- 空調の温度設定には、周囲の状況を十分考慮して、過度な冷暖房を控えましょう。照明と同様にスイッチをこまめに切りましょう。

公共交通を活用するイベント

- イベント開催のポスターやチラシを作成する際には、環境への負荷の少ない公共交通機関の利用を呼びかけましょう。その際には「環境への配慮」という趣旨を理解してもらうとともに、公共交通機関を利用しやすいように時刻表や案内図などを表示しましょう。
- 公共交通機関の利用が困難な場合は、シャトルバスの運行などを検討しましょう。
- 主催者や関係者の集合の際にも、率先して公共交通機関の利用やマイカーの乗り合わせに努めましょう。
- マイカー利用者には、駐車場係員によりアイドリングストップを呼びかけましょう。

3 グリーン購入の推進

平成13年4月からは「グリーン購入法」が施行されます。印刷や資材の調達にあたっては、環境に配慮された製品を積極的に取り入れることにより、イベントに関わりのある広い範囲の関係者に環境への配慮を呼びかけましょう。

〔 具体的行動の呼びかけ 〕

グリーン購入を原則とするイベント

- コピー用紙、印刷物は全て再生紙を使いましょう。ポスターやチラシなどのカラー印刷も再生紙で印刷可能です。印刷物には再生紙使用マークなどの表示により、環境への配慮を明示しましょう。
- 文具類や作業服などを購入する場合には、石川県リサイクル認定製品、エコマーク、グリーンマークなどの製品を優先し、グリーン購入を原則にしましょう。また、石川県等が主催するイベントの場合、「環境にやさしいリサイクル製品購入推奨リスト」も活用しましょう。なお、グリーン購入法による政府調達の基準（「グリーン購入法基本方針の特定調達品目及びその判断基準等」）も参考にしましょう。
- スタッフジャンパーを作成する場合は、ペットボトルの再生品などを注文し、エコマークを表示しましょう。

4 施設のグリーン化

特に大規模なイベントで、会場そのものを整備する場合には、自然との共生に配慮する必要があります。既存施設を利用する場合も、敷地内の緑地の保全や周辺景観との調和に配慮しましょう。

〔 具体的行動の呼びかけ 〕

自然との共生を図るイベント

- 会場の選定に当たっては、既存の施設の有効利用を優先し、イベントによる環境影響を最小限にとどめましょう。
- 新規にあるいは臨時的に施設を整備する場合は、自然や生物などへ環境影響を最小限にとどめるよう配慮した工法を採用しましょう。
- 会場周辺などに植樹する場合も、既存の生態系に配慮しましょう。

環境影響を自主管理するイベント

- イベント開催中は、排水、騒音、振動、照明など環境影響を自主的にチェックし、異常があった場合の対応を事前に定めておきましょう。

5 環境教育・学習の推進

環境に配慮したイベントを成功させるためには、主催者側のスタッフに限らず、出展者や来場者も含めた関係者一同が環境意識をしっかりと持つことが必要です。そのためには、事前のPRや開催中の広報などにおいて、「なぜ環境配慮が必要か」といった目的意識を明確にした啓発が求められます。

〔 具体的行動の呼びかけ 〕

環境教育を実践するイベント

- 主催者や出展者などの事前打ち合わせには、このマニュアルの活用などにより、環境配慮への理解と協力を得るよう努めましょう。その際には、主催者側の環境配慮の内容を明確に示すとともに、出展者などには、それぞれの環境配慮項目を具体的に明らかにさせましょう。
- イベントの案内、チラシなどには環境配慮の内容を具体的に示し、参加者の理解を得るよう努めるとともに、意識啓発を進めましょう。
- 開催中には、会場内で実施している環境配慮事例を参加者にわかりやすく示す工夫をしましょう。その際には、その理由や効果を具体的に示し、理解を深めるとともに、参加者にも環境配慮への実践を呼びかけましょう。
- 環境NPOなどボランティアと積極的な連携を図るなど、イベント開催を通じて、環境教育としての活用に配慮しましょう。

グリーンイベント実施要領

(目的)

第1条 この要綱は、石川県が実施するイベントについて、そのイベント実施に係る計画等を策定しようとする段階から、環境配慮を行うために必要な手続き等を定める。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) イベントとは、不特定多数の参加者を対象として開催する式典、催し（講演会、シンポジウム等）、行事等をいう。
- (2) 環境配慮とは、環境への負荷の低減又は環境の改善に資する手法の取組み等をいう。

(対象)

第3条 この要綱の対象とするイベントは、県主催又は共催もしくは実行委員会が開催するもののうち、その実施に県が主体的に関わるものとする。

(環境配慮の要件)

第4条 イベントを実施する課、出先機関等の長（「イベント実施課長という。」）は、当該イベントにおいて次の各号に掲げる事項その他の事項について環境配慮を行うものとする。

- (1) 廃棄物の減量化とリサイクル
- (2) 省資源・省エネルギーの推進
- (3) グリーン購入の推進
- (4) 施設のグリーン化
- (5) 環境教育・学習の推進

(環境配慮の実施基準)

第5条 イベント実施課長は、前条各号に関して取組む手法について「グリーンイベント開催の手引き」を参考に、当該イベントを開催する前に、取組もうとする計画をグリーンイベントチェックシート(様式1、以下「チェックシート」という。)に記入する。

2 イベント実施課長は、チェックシートに記載した取組み計画に沿ったイベントの実施に努めるとともに、環境配慮の実施結果について、チェックシートに記入する。

3 イベント実施課長は、イベント実施後速やかにチェックシートをグリーン化推進プロジェクトチーム事務局(グリーン化推進室)へ提出する。

(「グリーンイベント開催の手引き」の改訂)

第6条 グリーン化推進プロジェクトチームは、必要に応じて「グリーンイベント開催の手引き」の改訂を行う。

(補 則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、イベントの環境配慮に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成13年6月1日から施行するものとする。

グリーンイベントチェックシート（記載例）

このチェックシートは、イベントの計画及び実施に当たり「グリーンイベント開催の手引き」の各項目についてどのように配慮し、実践されたかを自主的に点検するため活用してください。（緑字部は記入例です。参考にしてください。）

項目	具体的行動	計画	実施
1 廃棄物の減量化とリサイクルの推進	ゴミの出しにくいイベント チラシ・資料の発行部数の検討	昨年2万部のところ、配布計画を見直し、1万5千部とする、インターネットでも広報	入場者は増加、アンケートでもインターネットを見たという人もあった
	ゴミ持ち帰りの呼びかけ	分別による回収とし、持ち帰りは実施せず 持ち込みゴミの投棄の自粛のみ呼びかけ	持ち込みゴミはほとんどなし
	使い捨て食器の使用	業者には協力依頼するも、現状では使用せざるを得ない	業者の都合でやむを得ず使用 使い捨て食器は分別を徹底
	自動食器洗浄車の活用	県の食器洗浄車を借り上げ	全体から見ると一部ではあるが、ごみ減量の普及につながったのではないかと
	再生使用できる素材を使うイベント 会場設営の材料は再使用	設営委託業者に趣旨説明	駒割りパーティションは業者が再利用すること
	展示物の再利用	出展業者に趣旨説明	各出展者が持ち帰り有効活用する 展示物をゴミとしては一切出さなかった
	リサイクルを進めるイベント 分別回収の徹底	6月4日 市環境整備課と打ち合わせし、4種の分別箱を1か所設置	可燃物・ペット・カン・その他に分別した が「その他」が分かりにくいとの声あり
	分別ヤードの設置	可燃ゴミなど4種類を2か所に設置	時間ごとに業者の分別回収を確認した
	監督担当者の配慮	最高責任者を本部に1人、随時見回りの担当を2人配置	分別で分かりにくいものについて、返答に窮したことがあった
	主催者の持ち帰り	展示物、資料残部などは各出展者が、その他不要品は主催者が責任を持つ	各出展者が概ね持ち帰り済み

	適正処分を進めるイベント 最終処分の確認	「(株) 環境整備」に委託、6月5日同社と打ち合わせ 各日、終了後分別ヤードに責任者を配置し、確認する	各日「(株) 環境整備」A氏と立ち会いの 下最終処分を確認
2 省資源・省エネルギーの推進	照明・空調の設定に配慮するイベント 設定温度の適正化 公共交通を活用するイベント 公共交通利用の呼びかけ シャトルバスの運行 関係者のマイカー乗り合わせ アイドリングストップの指導	6月8日会場の照明設備を確認し、不要の部屋の照明は消灯できることを確認 2 度を設定する チラシに「会場へは公共交通を利用しましょう」と記載する 市内定期バスの便のいい場所なので、特にシャトルバスは用意しない 出展者、担当者は乗り合わせ計画を事前作成し、本部に提出 駐車場入り口に『アイドリングストップ』の看板を設置	会場の雰囲気明るくするため、つい不要の照明も消し忘れがあった 2 度を励行（一部から不満もあったが趣旨説明し、理解してもらった） チラシの効果はわからないが、市内であったこともあり、駐車場の渋滞は少なかった シャトルバスが出ないのかとの問い合わせはあったが、説明して理解を得た 計画どおり順守された 理解が得られなかった一部には駐車場担当者が直接話しかけ協力を依頼した
3 グリーン購入の推進	グリーン購入を原則とするイベント 再生紙使用マークの表示 文具類のグリーン購入 スタッフジャンパーの作成	コピー用紙は納業者、印刷物は印刷業者に徹底 出展業者にも協力依頼 印刷業者に徹底 出展業者にも協力依頼 できるだけ新規購入は控えるとともに、購入する場合、県のリストを確認 スタッフジャンパーは作らない ネームカード（再利用品）を胸に付ける	コピー用紙は10%再生紙を利用 印刷物は70%100%業者分も確認した 既成の印刷物については、マークのないものがあった 新規購入は県のリストにあるものとしたが、会場で急に購入したものが例外となった

項目	具体的行動	計画	実施
4 施設のグリーン化	<p>自然との共生を図るイベント 施設の整備に当たっての環境配慮</p> <p>生態系への配慮</p>	<p>会場施設は 文化会館A棟及びB棟を利用</p> <p>6月1日 田会場周辺の商店組合や町内会に事前挨拶 交通渋滞について特に注文あり</p>	<p>交通渋滞については広報の徹底により影響が少なかった 騒音、ゴミ等には特に苦情なし</p>
5 環境教育・学習の推進	<p>環境教育を実施するイベント 事前打ち合わせでの環境配慮の説明</p> <p>案内、チラシでの環境配慮の明示</p> <p>会場での環境配慮の明示</p> <p>環境ボランティアの活用</p>	<p>4月1日の第1回から計3回の打ち合わせで趣旨と具体策を説明</p> <p>案内に「本イベントでは『グリーンイベント』を目指します」と印刷</p> <p>会場入口に「本イベントでは『グリーンイベント』を指します」と明示するほか、環境面での配慮項目を具体的に表示する ゴミ回収箱には特に趣旨も明示</p> <p>特に呼びかけはせず</p>	<p>当初は出展業者の一部に不満があったが、最終的には理解を得られた</p> <p>一般の方から賛同の声がある一方で、趣旨がわかりにくいとの疑問もあった</p> <p>看板を見て趣旨の説明を求める人が多かった 啓発にはなった</p>

様式 1

グリーンイベントチェックシート

このチェックシートは、イベントの計画及び実施に当たり「グリーンイベント開催の手引き」の各項目についてどのように配慮し、実践されたかを自主的に点検するため活用してください。

項 目	具 体 的 行 動	計 画	実 施
1 廃棄物の減量化とリサイクルの推進	ゴミの出にくいイベント チラシ・資料の発行部数の検討		
	ゴミ持ち帰りの呼びかけ		
	使い捨て食器の使用		
	自動食器洗浄車の活用		
	再生使用できる素材を使うイベント 会場設営の材料は再使用 展示物の再利用		
	リサイクルを進めるイベント 分別回収の徹底 分別ヤードの設置		
	監督担当者の配慮		
	主催者の持ち帰り		
	適正処分を進めるイベント 最終処分の確認		

項 目	具 体 的 行 動	計 画	実 施
2 省資源・省エネルギーの推進	<p>照明・空調の設定に配慮するイベント</p> <p>設定温度の適正化</p> <p>公共交通を活用するイベント 公共交通利用の呼びかけ</p> <p>シャトルバスの運行</p> <p>関係者のマイカー乗り合わせ</p> <p>アイドリングストップの指導</p>		
3 グリーン購入の推進	<p>グリーン購入を原則とするイベント</p> <p>再生紙使用マークの表示</p> <p>文具類のグリーン購入</p> <p>スタッフジャンパーの作成</p>		
4 施設のグリーン化	<p>自然との共生を図るイベント 施設の整備に当たったての環境配慮 生態系への配慮</p> <p>環境影響を自主管理するイベント 環境影響への対応体制</p>		

項 目	具 体 的 行 動	計 画	実 施
5 環境教育・学習の 推進	環境教育を実施するイベント 事前打ち合わせでの環境配慮の説明		
	案内、チラシでの環境配慮の明示		
	会場での環境配慮の明示		
	環境ボランティアの活用		

イベント名	(新規 ・ 継続) (主催 ・ 共催)		
実施期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日 (日間)		
開催場所	(市町村名)	(施設名)	
参加者数	名		
実施課等名	(課等名)	(担当者名)	



古紙配合率100%、白色度70%の再生紙を使用しています。



平成13年3月発行
石川県環境安全部環境政策課

〒920-8580 金沢市広坂2-1-1
TEL 076-223-9166
FAX 076-222-1117